

三菱UFJデビット会員規約

第1条（会員）

1. 日本国内にお住まいの個人の方で、本規約を承認のうえ、株式会社三菱UFJ銀行（以下「当行」といいます。）に対して三菱UFJデビットの入会を申し込み、当行または両社（当行と株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」といいます。）を併せて「両社」といいます。）が入会を承認した方を会員といいます。会員は、三菱UFJデビットの申込時に、三菱UFJ-VISAデビット（第2条で定義します。）と三菱UFJ-JCBデビット（第2条で定義します。）のうちどちらのデビット取引を利用するか選択して頂くことになります。本規約等において《三菱UFJ-JCBデビット》と記載がある条項は三菱UFJ-JCBデビットにのみ適用し、《三菱UFJ-VISAデビット》と記載がある条項は三菱UFJ-VISAデビットにのみ適用するものとします。これら表示がない条項については、三菱UFJ-VISAデビットおよび三菱UFJ-JCBデビットいずれにも適用されるものとします。
2. 会員と当行または両社との契約（以下「本契約」といいます。）は、当行または両社が入会を承認したときに成立します。

第2条（適用範囲）

本規約において「デビット取引」とは、次の各号に定める当行が適当と認めた加盟店（以下「加盟店」といいます。）において、会員が商品または権利を購入したり役務の提供を受けること（以下「売買取引等」といいます。）に伴い、会員に発生する債務（以下「売買取引等債務」といいます。）に相当する金額を、Visa Worldwide Pte. Limited（以下「Visa Worldwide」といいます。）が提供するVISAデビットカード取引システム（VISAデビットカード取引システムを利用するデビット取引を「三菱UFJ-VISAデビット」といいます。）またはJCBが提供するJCBカード取引システム（J-Debitの決済システムではありません。）（JCBカード取引システムを利用するデビット取引を「三菱UFJ-JCBデビット」といいます。）を用いて、あらかじめ決済口座として届け出られた会員名義の当行口座（以下「決済口座」といいます。）から引き落とし決済する取引をいいます。決済の方法等については、第9条によるものとします。

なお、決済口座は当行所定の普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。）に限らせていただき、本規約に定める決済口座からの引き落としは普通預金規定（総合口座規定を含みます。）にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出なしに引き落とすものとします。

- (1) Visa Worldwide と提携した金融機関・クレジット会社の加盟店

- (2) JCB と提携した金融機関、JCB、JCB の提携会社または JCB の関係会社と加盟店契約を締結している国内および国外の JCB カードの取扱加盟店

第 2 条の 2 (WEB サービス等)

《三菱UFJ・JCB デビット》本条第 1 項から第 7 項に適用

- 1.両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定の WEB サービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure (TM)」(以下、併せて「MyJCB 等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB 等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB 等を利用する必要はありません。
- 2.MyJCB 等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB 利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。
- 3.会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
4. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、MyJCB 等以外の WEB サービス（「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB 等とその他の WEB サービスとを併せて「WEB サービス等」という。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。
- 5.会員は、E メールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら（を届け出るものとし、両社、JCB または当社から送信される E メールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。
- 6.会員は、両社に届け出た E メールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。
- 7.会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。

第 3 条 (カードの発行と管理)

1. 当行は、会員に対し、会員氏名・カード番号およびカードの有効期限（以下併せて「カード番号等」といいます。）、セキュリティコードを表示したカード（以下「カード」といいます。）を貸与します。当行は、カードを当行所定

の方法により会員に送付するものとします。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報（カード番号等およびセキュリティコードをいいます。以下同じ。）によりデビット取引を行うことができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、本条第3項および第4項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。

2. 会員は、当行からカードを貸与された場合は、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに当該カードの署名欄に自署をするものとします。
3. カードは、カードの署名欄に自署した会員本人以外は利用できないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を利用・管理するものとします。
4. カードの所有権は当行に帰属します。会員は、カードを他人に貸与、譲渡または質入れする等カードの占有を第三者に移転させることや、カード情報を第三者に利用させることは一切できないものとします。
5. 当行は、会員のカードまたはカード情報が第三者によって不正利用されている、またはそのおそれがあると判断した場合、会員のカードを無効としたうえで会員に通知し、会員の当該不正利用等への関与が認められない場合には、新たにカードを発行することができるものとします。また、三菱UFJデビット一体型キャッシュカードを保有している会員について、当行がICキャッシュカードの利用のみを認めたときには、引き続き手元の三菱UFJデビット一体型キャッシュカードをICキャッシュカードとして利用するものとします。
6. カードが、会員の不在等の理由により不送達となり、返却された場合には、当該カードは廃棄しますので、利用を希望する場合には、カード再発行の申し込みが必要となります。
7. 前項は、本条第5項または第25条によりカードの再発行を行う場合にも準用されるものとします。

第4条（デビット機能の有効期限）

1. デビット機能の有効期限は当行が定めるものとし、カードに記載された年月の末日までとします。
2. デビット機能の有効期限が到来する場合、当行が引き続き会員として承認する方には、原則、三菱UFJデビット一体型キャッシュカードを送付します。この場合、有効期限が経過したカードは、当行の指示に従って直ちに当行へ返却するか、磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ廃棄し、新しいカードを利用するものとします。また、三菱UFJデビット一体型キ

キャッシュカードを保有している会員について、当行が IC キャッシュカードの利用のみを認めたときには、引き続き手元の三菱UFJデビット一体型キャッシュカードを IC キャッシュカードとして利用するものとします。

3. デビット機能の有効期限内におけるカード利用によるデビット取引の決済については、有効期限経過後、退会後または会員資格取消後においても、本規約を適用するものとします。また、第7条第5項に定める通信料金等両社所定の継続的役務の代金、その他継続的に発生する各種代金のデビット取引の決済については、デビット機能の有効期限内に会員がカード番号等を事前に加盟店に登録する等当行が適当と認める方法を行った限りにおいては、各種代金債務の発生時期が有効期限経過後、退会後または会員資格取消後においても、本規約を適用するものとします。

第5条（暗証番号）

1. 会員は、当行所定の方法によりデビット機能の暗証番号を登録していただきます。
2. 暗証番号を変更する場合は、第25条によりカードの再発行が必要となります。
3. 会員は、暗証番号を登録する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、また他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
4. カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、これにより生じた損害については会員の責任になります。
5. 使用されたカードの暗証番号が当行に登録された暗証番号と一致していることを確認し、当該利用者を本人として取り扱ったときは、カード・暗証番号等に事故があっても、これにより生じた損害については、当行または両社は一切責任を負いません。ただし、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。

第6条（付帯サービス等）

1. 会員は、本規約に列挙される機能・サービスとは別に、当行、JCB または当行もしくは JCB が提携する第三者（以下「サービス提供会社」といいます。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」といいます。）を当行、JCB またはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うもの

とし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、当行または両社が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断した場合は、付帯サービスを利用できないことがあります。

3. 当行、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

《三菱UFJ・JCB デビット》本条第4項に適用

4. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード（第3条に定めるカードをいい、当該カードの種類やカード番号等を確認できないモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。）をサービス提供会社にまたは加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるデビットショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCB、またはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。

第7条（利用方法）

1. 会員は、加盟店において、本条第2項から第5項に定める方法または当行または両社が特に認める方法により、本条その他所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当行に対して委託することにより、加盟店との間で売買取引等を行うことができます（以下「デビットショッピング利用」といいます。）。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、第9条第1項に基づき、会員が当行に対して決済口座からの引き落としの指示および弁済委託を行ったものとみなし、当行は、会員の決済口座から引き落としを行った上で、第9条第7項所定の方法により、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。
2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含みます。）において、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりデビットショッピング利用を行うことができます。なお、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえてカードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。ただし、Visa・JCBカードの取扱加盟店（次項から第5項の加盟店を含みます。）のうち、当行または両社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。

3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引
その他当行が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはパスワード（三菱UFJ・JCB デビットの場合は J/Secure(TM)利用者規定に定める）を送信する方法その他当行または両社が別に定める操作により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。また会員は、コンピューター通信・インターネット等のオンライン以外の通信販売等を行う加盟店において、カード番号等をファックスやハガキで当該加盟店に送付する等当行が適当と認める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。
4. 当行または両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、あらかじめ会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。
5. 通信料金等当行または両社所定の継続的役務については、会員がカード番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録したカード番号等に変更があった場合、および退会または会員資格取消等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格取消等を申し出るものとします。また、上記の事由が生じた場合には、当行または JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格取消等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員はあらかじめ承認するものとします。また、会員に退会または会員資格取消等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について会員は第 4 条第 3 項および第 18 条第 2 項に従い、支払義務を負うものとします。また、会員の決済口座の残高不足等により、カード情報を事前に登録型加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金のデビット取引が連続して成立しなかった場合、当行または JCB は、会員に対して通知することなく、登録型加盟店に対し、会員が登録したカード番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店がカード番号等の登録を解除する場合があることを会員はあらかじめ承認するものとします。
6. 会員のデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につき当行

に対して照会を行うことにより当行の承認を得る必要があります。この場合、会員は、加盟店が当行に対してカード利用に関する照会を行うこと、および当行が必要と判断する範囲においてかかる照会に対し回答することを異議なく承諾するものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

7. デビットショッピング利用のためにカード（カード情報を含みます。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。
 - (1) 当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。
 - (2) 当行が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行において会員のカード番号・氏名・住所・電話番号その他当該デビットショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当行に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
 - (3) カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または断る場合があります。
 - (4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはパスワード（三菱UFJ・JCB デビットの場合は J/Secure(TM)利用者規定に定める。本号について以下同じ。）の入力その他当行または両社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはパスワードを誤って入力した場合、その他当行または両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。
 - (5) その他会員のカード利用情報などから当行が適当でないと判断した場合、カードの利用をお断りすることができるものとします。
8. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードを利用すること（以下「現金化」といいます。）はできません。なお、現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするデビットショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
 - (1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
 - (2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者

に有償で譲渡する方式

(3) 現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式

9. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限りません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、次条に定める金額の範囲内であったとしても、会員のデビットショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。
10. 会員は、当行が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピングを利用することができません。なお、当行が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。
11. 当行は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供しているものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。
12. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとします。また、カードの利用により加盟店と売買取引等を行った後に、会員と加盟店との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については当行所定の方法によるものとします。
13. 当行が会員と加盟店との紛議に関して必要な調査を実施する場合、および会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとします。
14. 会員は、システム、通信回線、端末機のメンテナンス、故障、障害等によりデビット取引を行うことができない場合があることを承諾するものとします。両社は、これらにより会員に損害等が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。
15. 会員は、売買取引等の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、提供を受けた役務、会員との通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報が、加盟店から当行に開示されることを承諾するものとします。

第8条（利用限度額）

会員は、決済口座の預金残高（総合口座取引規定に基づく当座貸越を加えた金額とします。ただし、カードローンは除きます。）を超えてデビット取引を行うことはできません。ただし、第11条第1項から第3項に該当する場合は除きま

す。海外 ATM（三菱UF J・JCB デビットの場合は海外現地通貨引き出しサービス（第 10 条第 11 項に定めるものをいいます。））の利用に関しては、総合口座取引規定に基づく当座貸越を利用した引出しはできません。また、1 回、1 日、1 ヶ月あたりの利用限度額は当行所定の金額としますが、会員は当行所定の金額の範囲内で当行所定の方法により利用限度額を変更することができます。なお、利用限度額の基準については以下の通りとします。

《三菱UF J・VISA デビット》

利用限度額の基準となる 1 日は日本標準時の午前 0 時に始まり翌日の午前 0 時に終わる 24 時間とし、同じく 1 ヶ月は日本標準時の月初日の午前 0 時に始まり翌月の月初日の午前 0 時に終わる 1 ヶ月とします。

《三菱UF J・JCB デビット》

利用限度額の基準となる 1 日は日本標準時の午前 0 時に始まり翌日の 午前 0 時に終わる 24 時間とし、同じく 1 ヶ月は日本標準時の 16 日の午前 0 時に始まり翌月の 16 日の午前 0 時に終わる 1 ヶ月とします。

第 9 条（決済方法）

1. 会員が加盟店と売買取引等を行う場合に、加盟店が会員のカード情報を当行にオンラインまたは所定の方法を通じて送付した結果、加盟店に設置されている端末機またはコンピューターに取引承認を表す電文が表示されたり、その他所定の方法で取引承認の通知がなされた時点をもって、会員から当行に対して売買取引等債務相当額の決済口座からの引き落としの指示および当該引き落としにかかる金額による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなします。
2. 当行は、前項における取引承認の表示または通知がなされた時点の後、加盟店から当行に送信されるデビット取引の利用情報（以下「利用情報」といいます。）に基づき、遅滞なく売買取引等債務相当額を決済口座から引き落とします（以下この手続きを「暫定支払手続き」といい、暫定支払手続きにより処理された売買取引等債務相当額を「暫定引落額」といいます。）。なお、加盟店との通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合は、当行は、当該利用情報が当行に到達した後に暫定支払手続きを行うものとします。
3. 当行は、前項に定める暫定支払手続きがなされた後、加盟店からデビット取引の売上確定情報（以下「売上確定情報」といいます。）が当行に到達したときは、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額について、本条第 7 項所定の方法による立替払いを行います。なお、到達した売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて暫定支払手続きを行った際の暫定引落額を下回っていた場合、その差額相当額は会員の決

済口座に返金するものとします。一方、到達した売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて暫定支払手続きを行った際の暫定引落額を上回っていた場合の処理は、第 11 条第 2 項によるものとします。

4. 当行は、加盟店との通信事情等により利用情報が到達せず、暫定支払手続きがなされないままデビット取引の売上確定情報のみが到達した場合、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を即時に決済口座から引き落とし（以下この手続きを「確定支払手続き」といい、確定支払手続きにより処理された売買取引等債務相当額を「確定引落額」といいます。）、その後に本条第 7 項所定の方法による立替払いを行います。ただし、決済口座の残高が売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第 11 条第 3 項によるものとします。
5. 暫定支払手続き完了後、会員が返品・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、当行は後日、所定の手続きにより暫定引落額を決済口座に返金します。
6. 暫定支払手続き完了後、加盟店から売上確定情報が到達しない場合、当行は一定期間経過後、暫定引落額を会員の決済口座に返金します。ただし、その後加盟店から売上確定情報が到達した場合は、改めて売買取引等債務相当額を決済口座から引き落とし、その後に立替払いを行います。その方法は本条第 4 項に準じて行うものとします。
7. 加盟店への支払い方法は以下の通りとします。

《三菱UFJ・VISA デビット》

Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。

《三菱UFJ・JCB デビット》

会員は、第 7 条第 1 項および本条第 1 項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当行に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当行が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。

- (1) JCB が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が JCB に対して立替払いすること。
- (2) JCB の提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。
- (3) JCB の関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該 JCB の関係会社に対して立替払いし、さらに当行が JCB に対して立替

払いすること。

8. 商品の所有権は、当行が加盟店、Visa Worldwide、JCB または JCB の提携会社に対して支払いをしたときに当行に移転し、デビットショッピング利用代金の全額を当行が決済口座から引き落とすまで当行に留保されることを、会員は承認するものとします。
9. 会員は、会員がデビットショッピング利用を行った場合、本条第 7 項における当行、Visa Worldwide、JCB、JCB の提携会社、JCB の関係会社または加盟店の各間の支払いの有無にかかわらず、当該デビットショッピング利用金額を本条または第 11 条に定めるとおり当行に支払うものとします。

第 10 条（海外利用代金の決済レート等）

《三菱UFJ-VISA デビット》本条第 1 項から第 4 項に適用

1. 当行は、日本国外におけるデビット取引について、利用情報が Visa Worldwide に到達した時点における Visa Worldwide が指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費を加えた当行所定のレート（以下、「換算レート」といいます。）で日本円に換算された売買取引等債務相当額により、第 9 条第 2 項に定める暫定支払手続きを行います。
2. 当行は、デビット取引の売上確定情報が Visa Worldwide に到達した時点における換算レートにより日本円に換算された売買取引等債務相当額（以下「最終換算金額」といいます。）を Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。この場合、当行は、最終換算金額が暫定引落額を下回っていた場合はその差額相当額は会員の決済口座に返金し、最終換算金額が暫定引落額を上回っていた場合の処理は第 11 条第 2 項によるものとします。
3. 当行は、加盟店との通信事情等により利用情報が到達せず、本条第 1 項に定める暫定支払手続きがなされないまま売上確定情報のみが到達した場合、売上確定情報に基づき、即時に最終換算金額を決済口座から引き落とし、その後 Visa Worldwide を通して加盟店に支払います。ただし、決済口座の残高が最終換算金額を下回っていた場合の処理は、第 11 条第 3 項によるものとします。
4. 海外 ATM の利用に関しては、当行所定の手数料のほか、ATM 設置機関所定の「利用手数料」をお支払いいただきます。「利用手数料」は、売買取引等債務相当額に加算され、換算レートにより日本円に換算されます。

《三菱UFJ-JCB デビット》本条第 5 項から第 14 項に適用

5. 会員が国外でカードを利用した場合等の会員の外貨建債務については、売上確定情報に基づき JCB の関係会社が加盟店等に前条にかかる代金等の支払処理を行った時点（会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）

の当行が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、会員は当行に対する債務を負担するものとします。

6. 当行は、利用情報が JCB に到着した時点における当行が定める換算レートに従って換算された金額をもって暫定支払手続きを行い、その後、売上確定情報を前項に従って円換算された売買取引等債務相当額をもって、前条第 3 項の規定に基づく処理を行います。また、当行は、利用情報が JCB に到着せず、暫定支払手続きが行われないうちに売上確定情報のみが到達した場合、当該売上確定情報を前項に従って円換算された売買取引等債務相当額をもって、前条第 4 項の規定に基づく処理を行います。
7. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCB の関係会社が加盟店等に前条にかかる代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用にかかる契約が解除された場合等、当行が会員へ返金を行う場合は、原則として、JCB の関係会社が加盟店等との間で前条にかかる手続きの解除を行った時点（会員が加盟店との間で当該解除等にかかる手続きを行った日とは異なることがあります。）の当行が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。
8. 会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当行が会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCB の関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金にかかる手続きを行った時点（会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）の当行が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が本条第 10 項に基づき円貨建のデビットショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当行が本項に基づき会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。
9. 本条第 5 項から第 8 項の当行が定める換算レートは、原則として、JCB 指定金融機関等が指定した基準レート（JCB が別途公表します。）に当行が指定した料率（当行が別途公表します。）を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算された上、当行が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。
10. 会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のデビットショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のデビットショッピング利用代金額に代えて、円貨建のデビットショッピング利用代金

額の提示を受けて、会員が円貨建のデビットショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がデビットショッピング利用代金額となります。この場合、本条第 5 項から第 7 項および第 9 項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、当行が定める換算レートとは異なります。（但し、本条第 8 項に基づく返金時のみ、本条第 9 項は適用されます。）

11. 会員は、JCB と提携する国外金融機関等の CD・ATM で現地通貨等の引き出し（以下「海外現地通貨引き出しサービス」といいます。）を行うことができます。その場合、会員は当行に対し、当行所定の金融機関利用料を支払うものとします。なお、CD・ATM の機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATM の設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。
12. 前項の場合、当行は、会員が CD・ATM から引き出した現地通貨を円換算した金額に金融機関利用料を加算し、決済口座から引き落とします。また、この場合、本条第 5 項から第 10 項の規定が準用されます。
13. 会員は、当行が別途公表する日または時間帯は、海外現地通貨引き出しサービスを利用することができません。なお、当行が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。
14. 海外現地通貨引き出しサービスの利用のために、カードを利用して CD・ATM が操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。
 - (1) 当行は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。
 - (2) カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を保留または断る場合があります。

第 11 条（決済口座の残高不足等による取引の決済不能等）

1. VISA デビットカード取引システムおよび JCB カード取引システムのメンテナンス等によるシステムの休止時間中に到達した利用情報に基づく売買取引等債務相当額が、システム稼働後に暫定支払手続きを行う際の決済口座の残高を上回っていた場合、当行は、当該利用情報に基づく暫定支払手続きを行わず、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額について、第 9 条所定の方法により立替払いを行います。当行は会員に対し、当該立替

金の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該立替金の全額を直ちに弁済しなければならないものとします。

2. 加盟店の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が利用情報に基づく暫定引落額を上回っていた場合、当行は、すでに決済口座から引き落とし済みの暫定引落額とは別に、当該売買取引等債務相当額と当該暫定引落額との差額（以下「追加引落額」といいます。）を決済口座から引き落とします。この際に、決済口座の残高が、追加引落額を下回っていた場合、当行は、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額について、第9条所定の方法による立替払いを行います（暫定引落額はその支払の一部に充てるものとします。）。当行は、会員に対し、当該立替金の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該立替金の全額を直ちに弁済しなければならないものとします。
3. 第9条第4項および第6項ただし書きならびに前条第2項または第6項に定める場合において、決済口座の残高が売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を下回っていた場合、当行は、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額について、第9条所定の方法による立替払いを行います。当行は、会員に対し、当該立替金の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該立替金の全額を直ちに弁済しなければならないものとします。
4. 前各項の定めるところにより、会員の当行に対する立替金債務が発生した場合、その他デビット取引およびこれに付随する取引等により会員の当行に対する債務が発生した場合、会員からの弁済金の充当方法は、当行が任意に決定することができるものとします。当行による相殺の場合もこれと同様とします。

第12条（債権の譲渡）

会員は、当行が会員に対して有する立替金債権等を第三者に譲渡すること、およびその際に会員の個人情報を当該債権等の譲受人である第三者に提供することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第12条の2（取引の制限等）

当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用（デビットショッピング利用、海外ATM（三菱UFJ・JCBデビットの場合は海外現地通貨引き出しサービスの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。））を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

- (1) 会員が第 11 条に定める会員の当行に対する債務が当行の指定する日に支払われなかった場合、その他会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合
- (2) 前号のほか、会員のカードの利用状況および会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当行が判断した場合
- (3) 会員が第 27 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じなかった場合等、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合
- (4) 会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合
- (5) カードがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が会員のカード利用を停止し、または制限する必要があると判断した場合
- (6) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合

第 13 条（カードの利用・貸与の停止、会員資格の取消しによる退会）

1. 当行は、第 11 条により会員に対する立替金が発生し会員が第 11 条に定める立替金の弁済を怠る等本規約に違反または違反するおそれがある場合、その他当行が合理的な理由に基づき必要と判断した場合には、当行所定の方法により次の各号の全部または一部の措置をとることができます。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。なお、三菱UFJデビット一体型キャッシュカードを保有している会員については、当行がICキャッシュカードの利用のみを認めたときには、引き続き手元の三菱UFJデビット一体型キャッシュカードをICキャッシュカードとして利用するものとします。
 - (1) カード利用の停止
 - (2) カード貸与の停止およびカードの返却請求
 - (3) 加盟店に対する当該カードの無効通知
2. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その他当行が合理的な理由に基づき会員として不適当と認めた場合には、当行は、事前に何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当行は当行所定の方法により会員資格取消の旨を会員に通知し、会員は当行の指示に従って直ちにカードを当行へ返却するか、カードの磁気ストライプ

部分および IC チップ部分を切断のうえ廃棄するものとします。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。なお、三菱UFJデビット一体型キャッシュカードを保有している会員については、当行が IC キャッシュカードの利用のみを認めたときには、引き続き手元の三菱UFJデビット一体型キャッシュカードを IC キャッシュカードとして利用するものとします。

- (1) 当行への届出事項（第 27 条で定めるものをいう。次号において同じ。）に関して届出を怠った場合。
 - (2) 当行への届出事項に関して虚偽の申告をした場合。
 - (3) 本規約の条項のいずれかに違反した場合において、当行が違反の解消を催告した後相当期間を経過しても、なお違反が解消されないとき。
 - (4) 本規約に基づく手数料等の支払がなされない場合において、当行が未払いの解消を催告した後相当期間を経過しても、なお未払いが解消されないとき。
 - (5) 第 11 条に定める立替金その他の当行に対する債務の弁済を怠った場合において、当行が未払いの解消を催告した後相当期間が経過しても、なお未払いが解消されないとき。
 - (6) 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があった場合。
 - (7) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (8) 預金その他の当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が發送された場合。
 - (9) カードの決済状況またはカードの管理が適当でないと当行が判断した場合。
 - (10) 決済口座が普通預金規定で定める解約事由に相当した場合。
 - (11) 会員が在留期間の定めのある場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日から、当行所定の期間が経過した場合。
 - (12) カードがマネー・ローndリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローndリング等防止の観点で当行が会員資格を取り消すことが必要と判断した場合。
3. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当然に会員資格は取り消されるものとします。この場合、当行は当行所定の方法により会員資格取消の旨を会員または相続人に通知し、会員または相続人は当行の指示に従って直ちにカードを当行へ返却するか、またはカードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ廃棄するものとします。これに伴い、会員ないし相続人に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないもの

とします。なお、三菱UF Jデビット一体型キャッシュカードを保有している会員については、当行がICキャッシュカードの利用のみを認めたときには、引き続き手元の三菱UF Jデビット一体型キャッシュカードをICキャッシュカードとして利用するものとします。

- (1) 会員に相続の開始があったことを当行が認識した場合。
- (2) 決済口座が解約された場合。
- (3) 会員によるカードの利用状況が適当でないと両社が合理的な理由に基づき判断した場合。
- (4) 当行が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過した場合。
- (5) 会員が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行った場合。

第14条（反社会的勢力との取引拒絶、排除）

1. 三菱UF Jデビットは、次項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次項各号の一にでも該当する場合には、当行は利用のお申し込みをお断りするものとします。

2. 会員が、次の各号の一にでも該当し、当行が会員として不適当と認めた場合には、当行は、事前に何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当行は当行所定の方法により会員資格取消の旨を会員に通知し、会員は当行の指示に従って直ちにカードを当行に返却するか、カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ廃棄するものとします。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。

- (1) 会員が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

- (2) 会員が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

第 15 条（業務委託）

会員は、当行が代金決済事務その他の事務等を JCB または当行が認める第三者に業務委託することをあらかじめ承認するものとします。

第 16 条（遅延損害金）

会員は、当行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し、年 14% の損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とします。

第 17 条（相殺）

当行は、会員が当行に対する債務を履行しなかった場合において、当該会員が当行に対して預金債権その他の債権を有するときは、当該預金等を解約できるものとし、当該預金等の返還債務と当行の会員に対する債権とを相殺することができるものとします。

第 18 条（退会等）

1. 会員は、当行または両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、会員は、当行の指示に従って直ちにカードを当行へ返却するか、またはカードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ廃棄するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。また、三菱UFJデビット一体型キャッシュカードを保有している会員については、当行が IC キャッシュカードの利用のみを認めたときには、引き続き手元の三菱UFJデビット一体型キャッシュカードを IC キャッシュカードとして利用するものとします。
2. 退会または会員資格取消の場合、会員はカード情報等を登録した加盟店に対して直ちに決済方法の変更手続きを行うものとし、退会または会員資格取消後に当該加盟店において通信料等の各種代金債務が発生した場合には、本規約に基づきこれを支払いただくものとします。

第 19 条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

1. 会員および三菱UFJデビットの利用申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は、当行または両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

- (1) 本契約（本申し込みを含みます。以下同じ。）を含む当行もしくはJCBまたは両社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。
- ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、勤務先、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第27条等に基づき入会後に届け出た事項。
 - ② 入会申込日、入会承認日、有効期限、会員等と両社との契約内容に関する事項。
 - ③ 会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替払代金回収その他入会後の管理において両社が知り得た事項。
 - ④ 当行またはJCBが収集したデビットカードの利用・支払履歴。
 - ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した本人確認書類等の記載事項。
 - ⑥ 当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
 - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
 - ⑧ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。
 - ⑨ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。
- (2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行または両社に中止を申し出た場合、当行または両社は遅滞なくそれ以降の当該目的での利用を中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

- ① カードの機能、付帯サービス等の提供。
 - ② 当行の預金事業、貸付事業、JCB のクレジットカード事業、およびその他の当行もしくは JCB または両社の事業（当行または JCB の定款記載の事業をいいます。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の家族または親族との取引上の判断を含みます。）。
 - ③ 当行もしくは JCB または両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
 - ④ 当行もしくは JCB または両社事業における宣伝物の送付または電話・E メールその他の通信手段等の方法による、当行、JCB または加盟店その他の営業案内、および、当行、JCB または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。
 - ⑤ 刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他の各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。
- (3) 本契約に基づく当行または JCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- (4) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者を提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。三菱UFJ-JCB デビットの場合は、詳細については、JCB のホームページ内の J/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。

《三菱UFJ J-JCB デビット》本条第 2 項・第 3 項に適用

2. 会員等は、当行、JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、本条第 1 項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。
(JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。
3. 会員等は、当行または JCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」といいます。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、本条第 1 項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。

第 20 条（個人情報の開示、訂正等）

1. 会員等は、当行、JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社、ならびに共同利用会社に対して当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求等の手続については以下の通りとします。
 - (1) 当行に対する開示請求：当行ホームページに記載
 - (2) JCB または JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾記載の JCB 相談窓口へ連絡
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行または両社は速やかに訂正等に応じるものとします。

第 21 条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

当行または両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合は、または本規約に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第 19 条第 1 項 (2) ③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行、JCB または加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません（本条に関する申し出は本規約末尾に記載する相談窓口へ連絡するものとします。）。

第 22 条（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）

1. 当行または両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第 19 条に定める目的（ただし、同条第 1 項（2）③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCB または加盟店等の営業案内等を除きます。）に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 退会または会員資格取消後も、第 19 条に定める目的（ただし、同条第 1 項（2）③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCB または加盟店等の営業案内等を除きます。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第 23 条（明細）

会員は、所定の WEB サイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEB サイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、当行または両社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。

《三菱UFJ-JCB デビット》本条第 1 項から第 3 項に適用

1. 別途、両社の定める「My JCB 利用者規定」および同規定に付帯する「My J チェック利用者規定」および「My JCB アプリ利用者規定」に基づき、ならびにその他の規定を承認することにより、WEB サイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます（なお「My JCB アプリ利用者規定」において「JCB の提携するカード発行会社」とは当行を指します。）。
2. 当行は、デビット取引が行われた際に、会員に対して「MyJCB 利用者規定」第 4 条（本サービスの内容等）に基づき E メールで通知を行います。当行が会員に対して当該 E メールを送信したときは、会員は速やかに通知の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、WEB サイト上で利用履歴を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当行に対して届け出るものとします。
3. 会員は、前項に定める通知を受信できるように、両社に届け出た E メールアドレスを常に最新かつ受信可能な状態にしなければなりません。

第 24 条（カード・カード情報の紛失・盗難（盗用）・偽造・変造等の場合の取扱い、および当行所定限度内での損害の補てん）

《三菱UFJ-VISA デビット》本条第 1 項から第 4 項に適用

1. 会員が、カードもしくはカード情報の紛失・盗難（盗用）・詐取・横領等、またはカードの偽造・変造等（以下まとめて「カード等の紛失・盗難等」といいます。）により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、そのカードまたはカード情報の使用に起因して生じる一切の加盟店の債権については、当行はこれに対応する債務を売買取引等債務とみなして本規約を適用し、本規約に定めるところに従い決済を行うものとし、それに関する責任は会員が負うものとします。
2. 前項にかかわらず、会員がカード等の紛失・盗難等の事実を速やかに当行へ直接電話等により連絡のうえ、最寄りの警察署（海外の場合は現地警察）に届けを提出していること等当該紛失・盗難等が客観的に推測される事実として当行が認めるものが確認でき、かつ所定の書類を当行に提出した場合、当行がその連絡を受理した日（以下「受理日」といいます。）からさかのぼって 60 日前以降、受理日の翌日を起算として 30 日後まで、当行は、当行所定の方法により、発生した損害について、当行所定の限度（額）の範囲内まで補てんします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当行は、その損害を補てんしません。
 - (1) 会員の故意または重過失に起因する場合。
 - (2) 会員の家族、同居人、留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者が自ら行いまたは加担した不正利用に起因する場合。
 - (3) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正利用の場合。
 - (4) 本規約に違反している状況においてカード等の紛失・盗難等が発生した場合。
 - (5) カード等の紛失・盗難等が虚偽の場合。
 - (6) カード等の紛失・盗難等による第三者の不正利用が会員の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩に起因する場合。
 - (7) 会員が当行の請求する書類を提出しない場合、または提出した書類に不実の表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合。
 - (8) カード裏面に会員自らの署名が無い場合。
 - (9) カード利用の際使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合。
3. 会員がカード等の紛失・盗難等により他人にカードもしくはカード情報を使用された場合もしくはそのおそれがある場合、または会員が加盟店の入力ミス等により誤って決済口座から引き落とされた金額の返金を求める場合、その他事由の如何を問わず、当行が必要な調査を実施するにあたり、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれ

に協力するものとします。

4. 当行が会員に対し、デビット取引に関し、決済口座から当行が引き落とした金額の返金を行う場合、当行所定の手続きをもって返金するものとします。

第 24 条の 2 (カードの紛失、盗難による責任の区分)

《三菱UFJ・JCB デビット》本条第 1 項から第 7 項に適用

1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合 (モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末などが決済手段として使用された場合等を含む。)、それらのカードの利用代金は会員の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合 (紛失または盗難による場合をいう。)、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに (ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当行または JCB に両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当行または JCB の請求により両社所定の紛失・盗難届を当行または JCB に提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカードについて、当行または JCB が通知を受けた日の 60 日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。当行が会員のカード利用代金を免除する場合、当行は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額を会員の決済口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当行に対して売上確定情報が到達した以降となります。
3. 会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合 (ただし、本条に基づき会員がカード利用代金を負担する場合を除く。) には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
4. 本条第 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、会員は本条第 1 項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。
 - (1) 会員が第 3 条に違反したとき。
 - (2) 会員の家族もしくは親族 (同居の有無を問わない。)、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者 (以下「会員関係者」という。) がカードまたはカード番号等を使用したとき。な

お、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。

- (3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失、または盗難が生じたとき。
 - (4) 会員が当行もしくは JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくは JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
 - (5) 本条第 2 項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項（4）に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
 - (6) 会員が本条第 3 項に違反したとき。
 - (7) カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。
 - (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき。
 - (9) その他本規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき。
- 5. 偽造カード（第 3 条第 1 項に基づき当行が発行し当行が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。）の使用に係るカード利用代金については、会員の負担となりません。
 - 6. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、会員の負担とします。
 - 7. 会員がカードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、その他事由の如何にかかわらず、当行が必要な調査を実施するにあたり、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとします。

第 24 条の 3 （カード番号等の不正利用）

《三菱UFJ-JCB デビット》本条第 1 項から第 7 項に適用

1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）、それらのカード利用代金は会員の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当行または **JCB** に両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当行または **JCB** の請求により両社所定の紛失・盗難等届を当行または **JCB** に提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。当行が会員のカード利用代金を免除する場合、当行は免除の対象となるカード利用にかかる受領済金額を会員の決済口座に返金しますが、その返金時期は、加盟店等から当行に対して売上確定情報が到達した以降となります。
3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、当該カード利用について、第 23 条第 2 項に基づき当行がデビット取引に関する E メールでの通知を会員が登録した E メールアドレス宛に送信した日（但し、会員が受信可能な E メールアドレスを当行に届け出していない場合または第 23 条第 3 項に違反している場合には、デビット取引があった日）から 60 日以内に、会員が前項に基づき当行または **JCB** に対して通知をした場合に、当該カード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。
4. 会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。
5. 本条第 2 項および本条第 3 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、会員は本条第 1 項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。
 - (1) 会員が第 3 条に違反したとき。
 - (2) 会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の

有無を問わないものとします。

- (3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。
 - (4) 会員が当行もしくは JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくは JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。
 - (5) 本条第 2 項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項（4）に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。
 - (6) 会員が本条第 4 項に違反したとき。
 - (7) カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。
 - (8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。
 - (9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。
6. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。
7. 当行は、前条および本条に定めるカード利用代金の会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当行が当該変更を行う場合には、原則として 3 ヶ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。

第 25 条（カードの再発行）

- 1. 当行は、会員がカード等の紛失・盗難等、毀損・滅失等により、当行所定の届出を行い、カードの再発行を申請した場合、当行が認める場合に限り、カードを再発行します。この場合、当行は当行所定のカード再発行手数料を決済口座から引き落とします。
- 2. 前項に定めるところに従い当行がカードを再発行する場合、会員は、カード情報が従前のカード情報から変更される場合があることを異議なく承諾するものとします。

3. 会員がカードの再発行を申請する場合、従来利用していたカードは当行の指示に従って直ちに当行へ返却するか、会員が責任をもってカードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ廃棄するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、当行は一切責任を負わないものとします。なお、三菱UFJデビット一体型キャッシュカードの再発行を申請する場合については、当行が IC キャッシュカードの利用のみを認めたときには、所定の期間に限り引き続き手元の三菱UFJデビット一体型キャッシュカードを IC キャッシュカードとして利用するものとし、新しいカードが手元に届き次第当行へ返却するか、会員が責任をもってカードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ廃棄するものとします。

第 26 条（免責）

1. 当行は、当行の責めに帰すべき事由のある場合を除き、当行が返金をする場合、利息・損害金をつけません。また、暫定支払手続きに伴い発生した当座貸越利息および損害金は消滅しません。返金手続きの遅れに付随して発生した損害等についても責任を負わないものとします。
2. 前項のほか、当行または両社が、本規約に定めるサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、当行または両社の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わないものとします。
3. 前二項の規定は、両社が故意または重大な過失に基づき債務不履行を起こした場合には、適用されません。

第 27 条（届出事項の変更）

1. 会員が当行または両社に届け出た氏名・住所・電話番号・勤務先・E メールアドレス・暗証番号、在留情報（在留期間等をいう。）等（以下「届出事項」といいます。）に変更のあった場合は、直ちに当行または両社所定の届出用紙を提出する等の方法により手続きをしなければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、当行または両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、当行ま

たは両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、当行または両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。

3. 本条第1項の変更手続きがないために、当行または両社が会員に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情がある場合には、この限りではないものとします。

第28条（サービス内容および本規約の変更等）

当行または両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、当行または両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第29条（費用の負担）

会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

第30条（準拠法・管轄）

デビット取引、その他、本規約に基づくサービスに関する会員と当行または両社との諸契約に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の合意管轄裁判所とするものとします。

第31条（本規約に定めのない事項、他の規定等との関係）

本規約に定めのない事項について、やむを得ない場合に、当行または両社の他の規定等、その他当行 Web サイトへの掲示内容により取り扱うことがあります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

第 32 条 (VISA デビット会員用 Web)

《三菱UFJ-VISA デビット》本条第 1 項から第 16 項に適用

1. VISA デビット会員用 Web (以下「Web サービス」といいます。) とは、会員がパーソナルコンピューター・携帯電話機等の通信機器 (以下「機器」といいます。) の操作を通じて、インターネット・携帯電話の通信会社が提供するネットワークサービス (以下「インターネット等」といいます。) により、当行に対し取引の依頼を行い、当行が手続きを行うサービスを言います。
2. Web サービスを利用できる機器は、当行所定の機能・性能を備えたものに限り、なお、当行が機器に求める機能・性能は、随時任意に変更することができます。
3. 会員は、Web サービスの利用にあたって、当行所定の機器の操作により、新規登録を行い、「ユーザーID」「パスワード」を登録するものとします。なお、当行は新規登録の手続きを随時任意に変更することができます。
4. 会員は、Web サービスで「ユーザーID」「パスワード」の再設定を行うことができます。
5. 会員は本条第 3 項、第 4 項および第 7 項の「パスワード」の登録・再設定・変更の場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号等の利用を避け、また他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
6. Web サービスの利用に際して、会員はその都度、当行が指定する画面に Web サービス利用に際しての「ユーザーID」「パスワード」を入力し、当行に通知します。当行は通知された情報と当行の登録情報との一致をもって本人確認します。当行に通知された「ユーザーID」「パスワード」の組み合わせが連続して規定回数を超えて誤った場合、当行は安全のため、当該会員の Web サービスの利用を停止します。
7. Web サービスでは、前項による本人確認の完了後、三菱UFJ-VISA デビットの利用状況等の照会 (以下「各種照会」といいます。) ならびに「ユーザーID」「パスワード」の変更、お知らせメールやオンラインショッピング認証サービス (以下 VISA Secure) 等の設定・変更 (以下「各種設定・変更」といいます。) が次の方法によりご利用いただけます。
 - (1) 各種照会は、当行所定の期間または当行が会員の機器の画面に表示した中から会員が指定した期間に対応する利用状況等の情報を表示します。
 - (2) 各種設定・変更は、会員の機器の操作により画面上の当行が指定する項目に入力のうえ当行に通知することで依頼を受け付けるものとします。当行が依頼を受け付けた場合、確認のために会員の機器の画面に依頼内容を表示しますので、その内容が正しい場合には確認した旨を機器の操

作により当行に回答してください。一定時間内に当行が回答を受信した時点で、取引の依頼内容が確定したものとして当行は手続きを行います。なお、一定時間内に当行が会員からの回答を受信できなかった場合は、依頼は受け付けなかったものとします。

8. 「VISA Secure」とは、Visa Worldwide の提供する「VISA 認証サービス」を利用可能とする以下の内容のサービスです。
 - (1) 会員は、VISA Secure に対応した加盟店で電子商取引を行う際、当行が所定の方法で通知する認証コードを会員の機器の画面に入力することにより、VISA Secure を受けることができます。
 - (2) 会員は、Web サービスで認証コード通知用の E メールアドレスを変更することができます。
 - (3) VISA Secure は、第 18 条による退会または第 13 条第 2 項、第 3 項もしくは第 14 条第 2 項の会員資格の取消により、自動的に利用できなくなります。なお、VISA Secure は、それ以外の方法により、会員が任意に利用を停止することはできません。
 - (4) VISA Secure によるショッピングに関して生じた損害は補てんしません。
 - (5) 当行は、Web サイトに公開するなど所定の方法で会員に通知することにより、VISA Secure を任意に中止できるものとします。その結果、会員に不利益が生じても、当行は一切責任を負わないものとします。
9. Web サービスは、第 10 条による退会または第 13 条第 2 項、第 3 項もしくは第 14 条第 2 項の会員資格の取消により、自動的に各種照会を除くすべてのサービスが利用できなくなります。また、各種照会についても、当行所定の期間経過後に自動的に利用できなくなります。なお、Web サービスは、それ以外の方法により、会員が任意に利用を停止することはできません。
10. Web サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。なお、利用時間は当行システムが保持する時刻を基準とします。ただし、利用時間中であっても、事前に告知なく以下の理由により Web サービスの運営を一時中止する場合があります。
 - (1) Web サービス運営に必要な機器、システムの保守点検
 - (2) システムの切替による設備更新
 - (3) 天災、災害による装置の故障
 - (4) その他当行が必要と判断した場合また、当行は Web サイトに公開するなどの所定の方法で会員に通知することにより、Web サービスを任意に追加、変更、中止できるものとします。なお、Web サービスの一時中止、Web サービスの追加、変更、中止に起因し

て生じた利用者の不利益その他のいかなる損害についても、当行は一切責任を負わないものとします。

11. 会員は次の行為を行わないものとします。

- (1) Web サービス利用・登録を行う際、虚偽の情報を送信・登録する行為
- (2) Web サービスによって得られた情報を営利目的に利用する行為
- (3) 法令に違反する行為または違反するおそれのある行為
- (4) Web サービスの権利の譲渡にあたる行為
- (5) その他、当行が不適当と認めた行為

また、Web サービスの内容、情報など Web サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべて当行その他の権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしないものとします。

12. 当行は、以下の場合には登録された認証情報を会員に事前・事後に通知することなく削除し、利用登録を抹消できるものとします。

- (1) 会員が本デビットカード取引システムを退会した場合または会員資格が取消となった場合
- (2) 会員が認証情報登録の際または Web サービス利用の際に虚偽の申告、登録をした場合
- (3) 会員のカードの不正利用によって被害が発生したときや、当行に届け出た氏名、勤務先、住所、カード代金支払口座等に変更があり、直ちに当行所定の方法により手続きを行わなかった場合など正確な Web サービスの提供が困難と予測される場合
- (4) 会員が本規約に反する行為をするなど、当行が不適当と認めた行為を行った場合

13. 当行が本条第 3 項および第 6 項の方法にしたがって本人確認をして取引を実施した場合には、「ユーザーID」「パスワード」等につき不正利用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。

14. 当行は、Web サービスより得られた情報の正確性・有用性等を保証するものではありません。また、Web サービス利用により生じたいかなる損害についても、当行は一切責任を負わないものとします。

15. 次の各号の事由により、Web サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- (2) 当行又は提携会社等のシステムの運営体が相当の安全策を講じたにも

にかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。

(3) 当行以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があったとき。

16. Web サービスにおいて当行が採用する暗号技術を含めたシステム上の安全対策等は、当行が妥当と判断したものであり、当行がその完全性、安全性等を保証するものではありませんが、会員は Web サービスの利用に際し、公衆回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および当行が採用するシステム上の安全対策等について了承しているものとみなします。

第 33 条 (E メール)

《三菱UFJ-VISA デビット》本条第 1 項から第 3 項に適用

1. 当行は、届出の E メールアドレスあてに次の内容の E メールを発信します。
 - (1) デビット取引にかかる決済口座からの各種引き落としにかかる通知
 - (2) 第 32 条第 8 項の VISA Secure の設定ないしは設定変更の通知
2. 届出の E メールアドレスは、決済口座が代表口座またはサービス指定口座として登録されている三菱UFJダイレクトの契約に対して届けられたものです。ただし、第 32 条第 7 項のお知らせメールの設定により除外された E メールアドレスに対して E メールは発信されません。なお、三菱UFJダイレクトの E メールアドレスの届出内容に変更があった場合、お知らせメールの設定による E メール発信の宛先からの除外指定も解除されます。
3. 当行システム処理上の都合により、E メール発信が遅れたり到着しなかった場合も、これらにより生じた損害について当行は一切責任を負いません。

(相談窓口)

本規約についてのお申出、お問合せ、ご相談、個人情報の開示・訂正等の会員の個人情報に関するお問合せ、ご相談については下記にご連絡ください。

○株式会社三菱UFJ銀行 三菱 UFJ 銀行デビットデスク

電話番号:0570-070-735 (受付時間) 9:00~17:00

(12月31日~1月3日休業)

○株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア

電話番号:0120-668-500 (受付時間) 9:00~17:00 月~金

(土・日・祝・年末年始休業)

〈共同利用会社および利用目的〉

本規約に定める共同利用会社および利用目的は以下のとおりです。

○株式会社 **JCB** トラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-13-2 高田馬場 TS ビル

利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-20 青山ライズフォート

利用目的：保険サービス等の提供